

監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定により実施した、平成18年度定期監査の結果に基づく措置状況調査表を公表します。

平成19年9月28日

志摩市監査委員 山川 泰規

志摩市監査委員 小森 仁

平成18年度定期監査結果に基づく措置状況調査表

1. 公表事項

平成18年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況(講じた措置)の措置状況調査表

2. 公表内容

平成18年度定期監査結果に基づいて、市長等が取り組んだ状況(講じた措置)の措置状況調査表を公表します。

地方自治法(昭和22年法律第67号)199条第1項、第4項の規定に基づき、平成18年度に実施した定期監査について、市長等からその結果について取り組んだ状況(講じた措置)が平成19年5月31日付けで通知され、その措置状況を6月20日付けで公表しましたが、今回、「監査結果の取扱基準」に基づき、さらに監査区分別、措置区分別に集計した措置状況調査表を公表します。

前回の公表では、「監査結果の取扱基準」のうち指摘事項、注意事項等、法律上問題があるものや予算の目的に反しているもの、不経済な行為又は損害が生じているもの、事務処理上著しく適切を欠くものなど、緊急性が高く早急に改善、是正を求めるものを中心に公表しましたが、今回、箇条書きで項目別に調査表に整理しました。また、前回公表しなかった「検討事項」「意見」についても、併せて公表します。

3. 取組みの状況(講じた措置)

平成18年度定期監査結果に基づき、監査委員が指摘した件数は72件で、「措置済み」は19件(26.4%)、「実施中」は42件(58.3%)、「検討中」は11件(15.3%)となっており、「未措置」に該当する報告はありませんでした。

指摘した72件を監査区分別で見ると、指摘事項16件、注意事項23件、検討事項28件、意見5件となっています。また、措置区分別に見ると指摘事項では「措置済み」8件、「実施中」5件、「検討中」3件、注意事項では「措置済み」10件、「実施中」10件、「検討中」3件、検討事項では「措置済み」1件、「実施中」22件、「検討中」5件となっています。意見では「実施中」5件となっています。詳細については措置状況調査表でご確認下さい。

4. 「監査結果の取扱基準」について

監査委員事務局では、監査、検査及び審査の実施に伴い、その取扱基準を定め、その基準に基づいて報告、公表しています。今回の平成18年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況(講じた措置)の措置状況調査表は、この基準に基づいて作成しました。

「監査結果の取扱基準」は志摩市監査委員事務局のホームページに掲載しましたので参考にしてください。

平成18年度定期監査結果に基づき講じた措置状況調査集計結果

措置区分 監査区分	集計結果		結 果 の 内 訳							
			1(措置済み)		2(実施中)		3(検討中)		4(未措置)	
	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比
1(指摘事項)	16	22.2	8	50.0	5	31.3	3	18.8	0	0.0
2(注意事項)	23	31.9	10	43.5	10	43.5	3	13.0	0	0.0
3(検討事項)	28	38.9	1	3.6	22	78.6	5	17.9	0	0.0
4(意見)	5	6.9	0	0.0	5	100.0	0	0.0	0	0.0
計	72	100.0	19	26.4	42	58.3	11	15.3	0	0.0

(監査区分)

- 1) 指摘事項 : 法令違反 予算の目的に反していると認められるもの 不経済な行為が生じていると認められるもの 事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項 : 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項 : 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 意見 : 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済み : すでに改善、是正又は見直しを終えたもの
- 2) 実施中 : 引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの
- 3) 検討中 : 現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの
- 4) 未措置 : 措置がまったくされていないもの

監査区分ごとの集計及び内容については、「平成18年度定期監査結果に基づき講じた措置状況表」を参考にしてください。